

内務府政令(1)調査報告

農地調査報告の問題

(第二十三號)

(第ニ、セニ〇)

一、農地分布の現狀

(一)昭和十六年以前の三年の調査によれば農地の分布狀況は大體次の通りである。

(2)全體で農地は約六百万町歩であり大半が私有である。

(3)所有面積によつて七分するに次の通りとなる。

(イ)五反未満 二百四十四万箇

(ロ)五反以上一町未満 百三十三万

(ハ)一町以上三町未満 九十三万七千

(ニ)三町以上五町未満 二十二万

(ホ)五町以上十町未満 十万

(ヘ)十町以上三十町未満 四万三千

(ロ)三十町以上 三千(大部分北海道所在)

(二)この調査は極めて正確であり次のような缺點を有する。

(1)田、畑の區別がない。(北海道の田畠三十町と精米の田五十町とを同視することは學問的に正確でない。

一



(2) 各純時毎の延面積従つて平均面積が明確でない。

(3) 所有者が個人別でなく戸別になつてゐる。

(4) 個人的調査でなく局地的調査主として村單位になつてゐるから個人の所有面積はわからない。

昭和十六年四月末現在で個人別調査を行つた結果、

(1) 田の面積は約三百十萬町で所有者は五百三十七萬人であり一  
人管平均五反五畝となる。(北海道を除く)

(2) 畑の面積は約二百六萬町で所有者は六百十八萬人であり一  
人管平均三反五畝となる。(北海道を除く)

(3) しかしこの調査では田畑を各別に算出してゐる爲に農地所有  
の實際が正確にわからない。

### 三 日本 の 農 地 制 度 の 特 徴

(一) 小地主が多数を占めてゐる。

(2) 耕作者たる農民の數よりも農地所有者の數の方が多いと云ふ  
奇現象を示してゐる。

(3) 三町未満の所有者が總て五百二十五萬人、畑は六百十萬人  
あり、小地主が九十%を占める。

(1) 不在地主、不耕地主が多い。

(2) 小地主中約百二萬が不在地主であり、約で一九%。畑で一四%を占める。

(3) 不耕地主は九十九萬(昭和十四年)ありその中七十一萬は三町歩以下の小地主である。殘餘は所謂大地主として問題にされる部分である。

(4) 小作關係が非常に錯雜してゐる。

(5) 好況期に於て農村勞力が都雪へ流れるときは小作人の地位強化し小作料低減を要求する。反對に不況時には地主側が攻勢に轉じ多數の小地主が小作料の上。小作地取上を迫つて來る。

(6) 西洋では農場單位の賃借を常とするが我國の小作賃借は散播小作と稱し、新片地佃々について五、六人の地主から合計一町歩を借りると言ふような複雑した關係が少くない。

(7) 小作爭議に於しても小作人の側は故人が揃はぬばならず又地主側にも一人でも身證があるば成りせず結局大地主は漁夫の利を占めてゐる。

(公) 近代的な意味の賃借関係ではなく小作權の確立を圖らうとするれば地主は土地を収上げて對抗しようとする。己利を得ず小作争議調停の如き妥協に甘んじて来た。

三 農地制度改革と自作農創設

(一) 小作權の確立と言ふ方向でなく小作を減少し自作農を創設することに重點を置いてゐる。

(二) 大正十三年から昭和十一年迄に約十六萬町二十五萬坪の自作農を創設したがこれは完全な自作には程遠く單に自作農地を増加したに止つてゐる。

(三) 今更の改革案では次のようなことが豫定されてゐる。

(1) 地主保有限度を五町歩（最近では一畝には三町歩小耕地主は一町歩）としそれ以上の土地所有は解放する。

(2) 不在地主（最近では隣村在住の者も含む）の土地を全部解放する。

四 農地制度改革と金納化の問題

(一) 従来は物納小作制が支配的であつた。

(2) 従来水田では物納が大部分であつたが畑では約三割が物納であつた。

(3) 明治初年地租が金納化され地主は米價の變動に悩まされたが資本主義の世界に一步進出した。小作人は突然物納によつて封建的鎖縛の中に閉籠つて居る。

(4) 日本は所謂刈分小作であり收穫の危険を地主に分擔して貰ふことである。かくして小作人は地主と密接に結合し地主の庇護の下に半人前の生産者として甘んじて來た。

(5) 小作制の金納化はかくして耕作農民を封建的奴隸より解放し民主革命を遂行する爲の必須條件なのである。

(6) 小作人と地主との結合は最近では小作人と政府との結合となり官僚制度はこの小作制度により支持されて來た。

(7) この非獨立的農民を解放せしむることは官僚制度の改革と不爾離の闘争をもつ。

(1) 以上合計約百三万町歩を五ヶ年間（最近では二ヶ年）と小作人に與へる

(2) 地價は貸賃價格の四十倍即ち一畝約九百圓とする

(3) この改革案には次のような缺陷がある。

(1) 地價があまりに廉価な開行爲を發生せしめる。

(2) 個人につき五町歩では大き過ぎ何程の開放にもならぬ。（最近では一戸につき三町程の案と考へて居る。）

(3) 不耕地主が飯米農家になりかゝるのを農地委員等は抑留すべきでない。

(4) 一人三町としても新地主が百万人以上出来、これらの土地の移動を記など到底現在の日本では出来ない相状である。

(5) 根本的には自作農増設に圖執することの利益が疑はれる。

(2) 通常自作農は小作よりも生産力が大であり安定性の利益があることされ居るがそれは耕作權の確立によつても違せらるる

(註) 耕作權の確立は地主と小作人の階級確立を激化するものとして忌避されたが自作農主權でゆくと飯米農家と専業農家の確立を生むことなる。

又耕作權（所謂上土權）の確立は小作人の地位を殆ど所有權者に等しく強化しながら農業金融、課税等の負擔は地主にまかせて免れると言ふ不穩衡を生ずる。”

(2) 生産性の優劣は自作農が比較的大經營であり小作農が比較的の小經營であることに因るのであつて所有の有無に由來するものではない。

(3) 開かれた農地の中で進歩した技術により最高の農業生産力を発揮することが農地制度改革の三要素であるならば三反や五反の自作農を澤山作ることは尙反省の餘地がある。

(3) 地主は農業生産を分擔すると言ふ權制から退却し、民ではなく  
なつた。

③ 金納化にして尚若干の尚差がある。

(1) 金納の作料算定の基準が米の公定價格であれば、遂に過ぎぬを  
勘定する結果となる。

(2) 物納を代替的に認めれば、勢力の強い地主側の要求が、金納化  
の質が低はしくなる。

(3) 金納により、獨立農民を作る爲には、他の部面でも質的計算によ  
る経済的差を補せねば完全ではない。

農業保障の確立、農業物價體体系の安定等が必須である。

五、農地制度改革の根本目的

(1) 自作文の増設も小作料の金納化もそれ自体が目録なのではなく、要  
するに完全なる獨立農民の創設の爲の方法として考へられなければ  
ならない。(民三化の要求)

(2) 農地では農業生産力増進の爲の適正規模農業經營の確立が第一  
である。所有と耕作の關係等はすべてこれに從屬して考へら



れねばならぬ。(生産力の要求)  
(三) 更に進んで日本の産業構成上に占むべき産業の適正なる地位を  
も考慮し、農業人口と各地の配分を計畫せねばならぬ。(産業構  
成上の要求)

(東畑精一委員)